

戸塚区公告 第 129 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜州市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月17日

横浜市戸塚区長 白井 正和

印

送達を受けるべき者の氏名又は名称	田崎 悠生 外2件
送達する書類名	差押調書（謄本）
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

[illegible]

令和6年度課税分以降は、森林環境税が賦課されている場合、市県民税に含みます。